

## 東松島市矢本海浜緑地パークゴルフ場管理業務リスク分担表(案)

番号	種類	内容	リスク分担者	
			東松島市	指定管理者
1	施設・設備等の損傷、修繕	事故・火災等によるもの	協議	
		天災等によるもの	○	
		施設等の瑕疵によるもの	○	
		管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
		経年劣化によるもの、又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費が小規模(1件あたり10万円以下、かつ年度合計額20万円以内)なもの		○
		小規模を超えるもの	○	
2	法制度変更	上記において、1件あたり10万円を超える場合、または年度合計額の20万円を超える場合で事前協議により市が認めたもの	○	
		施設管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務、運営業務に特別に影響を及ぼす法制度の変更又は新設	○	
3	税制度変更	指定管理業務の内容にかかわらず、すべてのものに影響を及ぼす税制の変更または新設(法人税、固定資産税、事業所税等)	協議	
4	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
5	運営費の膨張	指定管理者の要因による運営費の膨張		○
		原油価格の変動による燃料費等の増減、又は人件費、物品費等の協定締結時において想定が難しい物価変動に伴う、やむを得ない経費の増(指定管理料を超える支出負担があった、又はあることが確実と見込まれる場合)	協議	
6	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
7	保険加入及び保険会社等への対応	火災保険	○	
		施設の賠償責任保険		○
		上記以外の賠償責任保険(従業員法定外労災保険等)		○
8	不可抗力	いずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
9	セキュリティ	情報の漏洩、警備不備による事故及び犯罪の発生		○
10	事業終了時の費用負担	期間終了時または期間中に業務を廃止した場合、または指定管理を取り消された場合における原状回復及び撤去費用		○
11	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		指定管理業務に対する住民及び利用者からの訴訟、苦情、要望等		○
		上記以外の市が関与するべきもの	協議	
12	行政上の理由による事業内容の変更	行政側の事業により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増	○	
13	書類の誤り	業務仕様書等、市がその内容について責任を負うべき書類の誤りによるもの	○	
		指定申込書(事業計画書等)、指定管理者がその内容について責任を負うべき書類の誤りによるもの		○
14	資金調達	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
		指定管理者が業者等に支払う経費の支払遅延による損害		○
15	許認可の取得遅延	市が取得すべきもの	○	
		指定管理者が取得すべきもの		○
16	防火管理体制	管理権限者	○	
		防火管理者		○
17	その他	協定書、募集要項、仕様書、本リスク分担表に定めがない事態が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。	協議	